

（ 予 定 ）

東郷町国民健康保険税条例の一部改正について

国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額の変更

国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更

1 改正の趣旨

地方税法施行令の一部改正により見直しを行うものである。

2 改正の内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 6 1 万円から 6 3 万円に、
介護納付金課税額に係る課税限度額を 1 6 万円から 1 7 万円に引き上げること。
- (2) 国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定
基準を次のように引き上げ、軽減の対象となる世帯を拡大すること。
 - ① 5 割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を 2 8 万から 2 8 万 5
千円とすること。
 - ② 2 割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を 5 1 万円から 5 2 万
円とすること。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行すること。

※国の法案が、令和 2 年 3 月 3 1 日までに成立した場合を前提としています。

現行

保険税額

【現行】課税限度額

基礎課税額：61万円

後期高齢者支援金等課税額：19万円

介護納付金課税額：16万円

応能分（約50%）

応益分（約50%）

所得額

【現行】軽減判定所得

7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)

5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋28万円×(被保険者数＊)2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋51万円×(被保険者数＊)

I 課税限度額の見直し

改正後

保険税額

【改正後】課税限度額

基礎課税額：63万円

後期高齢者支援金等課税額：19万円

介護納付金課税額：17万円中間所得層の被保険者の負担に配慮した
国民健康保険税の見直しが可能となる。II 経済動向等を踏まえ、
軽減判定所得を見直し

所得額

【改正後】軽減判定所得

7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)

5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋28.5万円×(被保険者数＊)2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋52万円×(被保険者数＊)

(厚生労働省ホームページより抜粋)

国の限度額の推移

(万円)

	医 療 分	支 援 分	介 護 分	限 度 額
H 23.4	51	14	12	77
H 24.4				77
H 25.4				77
H 26.4	51	16	14	81
H 27.4	52	17	16	85
H 28.4	54	19	16	89
H 29.4				
H 30.4	<u>58</u>	19	16	<u>93</u>
H 31.4	<u>61</u>	19	16	<u>96</u>
R 2.4	<u>63</u>	19	<u>17</u>	<u>99</u>

+2

+1

計 +3

東郷町の限度額の推移

(万円)

	医 療 分	支 援 分	介 護 分	限 度 額
H 23.4	50	13	10	73
H 24.4				73
H 25.4				73
H 26.4	51	14	12	77
H 27.4	51	16	14	81
H 28.4	52	17	16	85
H 29.4	54	19	16	<u>89</u>
H 30.4	<u>58</u>	19	16	<u>93</u>
H 31.4	<u>61</u>	19	16	<u>96</u>
R 2.4	<u>63</u>	19	<u>17</u>	<u>99</u>

+2

+1

計 +3

○対象世帯

令和元年12月末の課税データを基に、令和2年度の税率等で限度額を引き上げる前の限度超過世帯は98世帯です。

限度額を3万円引き上げた場合、限度超過世帯は7世帯減少し、91世帯になります。

○国民健康保険税調定額

限度額を3万円引き上げた場合、国民健康保険税の調定額は1,509,000円増えることが見込まれます。

国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更

(令和元年12月末の課税データを基に試算)

【医療分】(改正前)

被保険者数		
全体	7,678	(割合)
7割軽減	1,380	17.97%
5割軽減	1,098	14.30%
2割軽減	1,266	16.49%
軽減計	3,744	48.76%
世帯数		
全体	3,503	(割合)
7割軽減	978	27.92%
5割軽減	602	17.19%
2割軽減	669	19.10%
軽減計	2,249	64.20%

【医療分】(改正後)

被保険者数					
	増	減	計	比較	(割合)
7割			1,380	—	17.97%
5割	18	0	1,116	18	14.54%
2割	49	18	1,297	31	16.89%
計			3,793	49	49.40%
世帯数					
	増	減	計	比較	(割合)
7割			978	—	27.92%
5割	11	0	613	11	17.50%
2割	27	11	685	16	19.55%
計			2,276	27	64.97%



【支援分】(改正前)

被保険者数		
全体	7,678	(割合)
7割軽減	1,380	17.97%
5割軽減	1,098	14.30%
2割軽減	1,266	16.49%
軽減計	3,744	48.76%
世帯数		
全体	3,503	(割合)
7割軽減	978	27.92%
5割軽減	602	17.19%
2割軽減	669	19.10%
軽減計	2,249	64.20%

【支援分】(改正後)

被保険者数					
	増	減	計	比較	(割合)
7割			1,380	—	17.97%
5割	18	0	1,116	18	14.54%
2割	49	18	1,297	31	16.89%
計			3,793	49	49.40%
世帯数					
	増	減	計	比較	(割合)
7割			978	—	27.92%
5割	11	0	613	11	17.50%
2割	27	11	685	16	19.55%
計			2,276	27	64.97%



【介護分】(改正前)

被保険者数		
全体	2,346	(割合)
7割軽減	435	18.54%
5割軽減	324	13.81%
2割軽減	299	12.75%
軽減計	1,058	45.10%
世帯数		
全体	2,082	(割合)
7割軽減	391	18.78%
5割軽減	258	12.39%
2割軽減	242	11.62%
軽減計	891	42.80%

【介護分】(改正後)

被保険者数					
	増	減	計	比較	(割合)
7割			435	—	18.54%
5割	2	0	326	2	13.90%
2割	8	2	305	6	13.00%
計			1,066	8	45.44%
世帯数					
	増	減	計	比較	(割合)
7割			391	—	18.78%
5割	2	0	260	2	12.49%
2割	7	2	247	5	11.86%
計			898	7	43.13%

